

# 税の申告が始まります

所得税 2月16日(月)～3月3日(火) 土日除く

市県民税 2月16日(月)～3月16日(月) 土日除く

会場 生涯学習センター

受付時間 午前9時～午後3時30分(開場 午前8時30分)

昨年までと時間が  
変わっていますので  
ご注意ください

所得税の申告が必要な人で、次の人は税務署で確定申告を

○営業、不動産の所得がある人

○土地、建物の譲渡、株式の譲渡や配当がある人(損失の繰越の申告も含む)

注意 ①確定申告をした人は市県民税の申告は不要

②収支内訳書等の添付書類は提出用、控えともに記入を

③申告内容により相談の順番が前後する場合あり

④確定申告書の控えに受付印は押印されません

⑤記入済みの確定申告書は久留米税務署へ郵送を

⑥3月4日以降の所得税の申告は久留米税務署で

## 校区公民館などでの申告(市・県民税のみ)

日程	会場	午前9時～11時30分	午後1時～3時30分
2月2日(月)	小郡交流センター	寺福童・今朝丸・開1	東福童・西福童・開2
2月3日(火)	ふれあい館三国	みくに野団地・古賀・美鈴の杜	力武・三沢・新島・西島
2月4日(水)		三国が丘1、2・横隈・大保	津古・希みが丘・美鈴が丘
2月5日(木)	くろつち会館	乙隈・佐野古・松崎・井上・上岩田	花立・今隈・吹上・立石・干潟・下鶴
2月6日(金)	味坂校区公民館	平方・光行・八坂・赤川	上西・宝城南・下西
2月9日(月)	御原校区公民館	古飯・宝城北・二夕	稲吉・下岩田・二森

## 年金所得者に係る確定申告不要制度

平成23年分の確定申告から、公的年金等の収入金額が400万円以下で公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。

※所得税の還付を受けるためには、所得税の確定申告が必要

※所得税の確定申告が不要な場合でも、次に該当する人は市・県民税の申告が必要

①公的年金等に係る雑所得以外の所得がある場合

②「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除(社会保険料控除や配偶者控除、扶養控除、障害者控除など)以外の各種控除(扶養・障害等、医療費、生命保険料など)の適用を受ける場合

## 問合せと提出先

**確定申告** 久留米税務署  
☎32-4461

**市・県民税申告** 市税務課市民税係  
☎72-2111内線124、125

〒830-0037  
久留米市諏訪野町2401-10  
久留米税務署 行

〒838-0198  
小郡市小郡255-1  
小郡市役所税務課市民税係 行